

原子力規制委員会委員長 更 田 豊 志 殿

人事院総裁 一 宮 なほみ

平成 26 年人事院指令 9—23（研究職俸給表の適用について）の
一部改正について

平成 26 年人事院指令 9—23（研究職俸給表の適用について）の一部を次の
ように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改
正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改 正 後	改 正 前
1 人事院規則 9—2（俸給表の適用範囲）第 11 条の規定に基づき、 <u>原子力規制庁長官官房の技術基盤課及び安全技術管理官の下に置かれる職に就いている職員で構成される組織</u> を指定する。	1 人事院規則 9—2（俸給表の適用範囲）第 11 条の規定に基づき、 <u>原子力規制庁長官官房</u> を指定する。
2 （略）	2 （略）